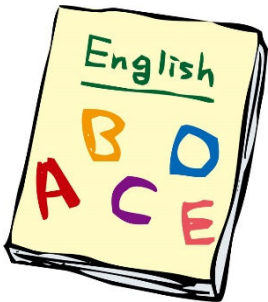


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和3年5月号 vol.79



引きこもりのGWがやって来ました。税理士業界にとっては一番の繁忙期になるので、そもそも毎年引きこもるのですが(笑)

この期間は、昼間の歩く距離が減るので、早朝にポッドキャストの英語番組を聴きながら、いつもより長めに運動をすることになっています。自由に旅行出来る日が、もうすぐやって来ることを信じて英語の勉強にも励みたいと思います。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



在宅勤務下における様々な経費の取り扱いについては、以前にも何度か取り上げていますが、今回は残業時の食事代の課税関係について整理してみました。

”在宅勤務下の残業食事代補助も実費精算であれば給与にはなりません”

従業員に食事を提供した場合、福利厚生費として認められる一定の範囲はありますが、その食事代が現物給与となり、給与として課税されてしまうという考え方が原則です。

一方で、残業などの時間外勤務をした場合に支給する食事は、実費弁償的なものであるとして、給与として課税しなくてもよいという取り扱いがあります。

在宅勤務下でも以下の要件を満たせば、残業時の食事を現物給与でなく福利厚生費として取り扱うことが可能です。

- ・従業員が自分で食事を購入するなどして、食事代を請求書等により事後的に実費精算すること。
(現金支給だけして実費精算しない場合はNGです)
- ・あくまでも残業という通常の勤務時間外に勤務した場合の取り扱いなので、在宅勤務下であっても労務時間管理が行われており、通常の勤務時間と残業等の勤務時間外との線引きが適正にできていること。

「今月の本の紹介」

「LIFE SPAN 老いなき世界」
(デビッド A シンクア 著・東洋経済)

老化は治療できる病である。人間は理論上はまったくの健康体のまま150歳まで生きられる可能性がある。

ここまで老化に対する研究が進んでいることにはかなりの衝撃を受けました。自分の年齢だとあとプラス100年、ちょっと気が遠くなりますが、人間はどこまで行こうとしているのでしょうか。

一方で地球の温暖化、自然破壊、絶滅の危機にさらされている動物たちがいる中で、人間が果たすべき地球に対する責任をもっと真剣に考えていかなければならないと感じました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<じゃがいものフリット>

- ・メークイン 2、3個 →皮のまま蒸す
- ・ローズマリー 1枚
- ・にんにく ひとかけ →半分につぶす
- ・塩 適量

①フライパンにオリーブオイルを多めに入れ、ローズマリーとにんにくを入れ、火にかける。

②メークインを手で割り、フライパンに入れ、からりと揚げ塩をふる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所